

令和8年度 京都府立医科大学附属病院 単独型歯科医師臨床研修プログラム

1 研修プログラムの名称

京都府立医科大学附属病院単独型歯科医師臨床研修プログラム

2 研修プログラムの特色

本院の研修歯科医は、基本的に指導歯科医とマンツーマンで研修を行うとともに、研修プログラム責任者がプログラムの管理・運営を行い、定期的に研修の進捗状況を確認する。なお研修歯科医は、口腔模型と実習用ファントムを用いて自習が可能である。

当研修施設は、日本歯科保存学会、日本障害者歯科学会、日本有病者歯科医療学会、日本口腔外科学会、日本口腔科学会および日本口腔ケア学会の研修施設であり、臨床研修期間に当該学会へ入会した場合は学会専門医や認定医の申請要件にそれを加えることができる。

3 臨床研修の目標

本院の歯科医師臨床研修の目標は、歯科医師としての人格の涵養に努めるとともに、患者中心の全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的な診療能力（態度、技能及び知識）を身につけ、頻度の高い疾患や病態およびプライマリ・ケアに対応できる歯科医師を育成するための初期研修を行い、生涯研修の第一歩とすることである。さらに、チーム医療・多職種連携などへの対応や各ライフステージにおいて必要な歯科保健医療への対応などを目標としている。

4 研修プログラムの定員

10名

5 研修期間

1年間（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

6 研修施設

施設名	京都府立医科大学附属病院
所在地	京都府京都市上京区河原町広小路上ル梶井町465
臨床研修施設長	佐和 貞治（病院長）

7 研修スケジュール

研修期間中は京都府立医科大学附属病院歯科において、別紙「歯科医師臨床研修の到達目標」により研修を行う。

また、学会活動として、必要に応じて日本歯科保存学会、日本口腔科学会、日本口腔外科学会などで学会発表を行う。

8 研修プログラムの管理及び研修指導体制

研修管理委員会は、研修歯科医の全体的な管理、研修状況の評価等を行う。

研修プログラム責任者は、研修歯科医の目標達成状況を適宜把握し、研修歯科医が研修終了時までには到達目標を達成できるよう調整を行うとともに、研修管理委員会に目標達成状況を報告する。

指導歯科医・上級歯科医が研修歯科医に患者を配当し、研修歯科医は指導歯科医・上級歯科医の指導の下、治療を行う。（患者配当型）

指導については、指導歯科医講習会を受講した臨床経験5年以上の指導歯科医がマンツーマンで指導する。

- (1) 研修プログラム責任者 調整中（歯科部長）
- (2) 研 修 管 理 委 員 会 病院長、プログラム責任者、事務部長等で構成

9 研修の評価方法

(1) 修了判定を行う項目

別紙「歯科医師臨床研修の到達目標」に記載する「A 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）」、「B 資質・能力」、「C 基本的診療業務」各項目について、評価記録（オンラインシステム使用）、研修医手帳及びレポートにて判定を行う。

(2) 修了判定を行う基準

「(1)修了判定を行う項目」について、評価記録（オンラインシステム使用）及び研修医手帳については、項目が全て入力・記入されており、「研修修了時点で到達すべきレベル」（4段階評価で3以上を想定）に達していること。またレポートについては、A～C評価のうちB評価以上であること。

10 修了の認定

歯科医師臨床研修の到達目標である、「A 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）」、「B 資質・能力」、「C 基本的診療業務」各項目について、「9(2)修了判定を行う基準」を満たしていることを基準とする。

研修管理委員会において、1年間の研修修了時に研修プログラム責任者から各研修歯科医の到達目標達成状況について報告を受け、研修管理委員会委員長である病院長が研修修了証を交付する。

11 処遇

- | | |
|-------------|---|
| (1) 身分 | 京都府公立大学法人有期雇用職員（非常勤） |
| (2) 報酬 | 月額32万円程度（副直手当含む）
※ 賞与なし
※ 副直（1回当たり）手当15,700円
その他通勤手当、時間外勤務手当、救急勤務医手当、特殊勤務手当を実績に応じて支給 |
| (3) 勤務時間 | 原則として8:30～17:15（休憩1時間）
時間外勤務有り、副直月4～5回程度あり（5月以降） |
| (4) 休日 | 土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日） |
| (5) 休暇 | 年次休暇 10日（雇用日から6か月経過後より取得可能）
夏季休暇 5日
その他忌引き等就業規則に基づき取得可能
※ 1日の勤務終了後、翌日の出勤までの間隔が9時間以上
間隔が開いていない際は、年次休暇とは別に代償休息を付与。
但し、宿日直許可を取得した診療科で、副直時間が9時間以上の場合は、代償休息の対象となりません。 |
| (6) 宿舍 | なし（住居手当なし） |
| (7) 研修医室 | あり |
| (8) 社会保険等 | 公立学校共済組合、厚生年金、労働者災害補償保険、雇用保険に加入 |
| (9) 健康管理 | 健康診断年1回
その他（小児系感染症健康診断、結核健康診断、B型肝炎健康診断、感染症予防接種） |
| (10) 賠償責任保険 | 病院賠償責任保険に加入
歯科医師賠償責任保険は任意加入 |
| (11) 研修活動 | 学会、研究会等への参加可（費用負担なし） |

12 研修歯科医の募集及び採用の方法

- | | |
|----------|---|
| (1) 募集方法 | 公募
※ ただし歯科医師臨床研修マッチング協議会が主催する歯科医師臨床研修マッチングプログラムにより決定 |
| (2) 選考方法 | 面接並びに口頭試問 |
| (3) 募集時期 | 令和7年6月16日（月）～令和7年7月4日（金） |
| (4) 選考時期 | 令和7年8月2日（土）
（予備日：令和7年8月7日（木）） |
| (4) 研修開始 | 令和8年4月1日 |

※病院見学希望者は、本院歯科医局（075-251-5641）までお電話下さい。

歯科医師臨床研修の到達目標

京都府立医科大学附属病院

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナルリズム）

項 目
1. 社会的使命と公衆衛生への寄与 社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。 2. 利他的な態度 患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。 3. 人間性の尊重 患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。 4. 自らを高める姿勢 自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

項 目
1. 医学・医療における倫理性 診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。 ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。 ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。 ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。 ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。 ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。
2. 歯科医療の質と安全管理 患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。 ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。 ② 日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。 ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。 ④ 歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。 ⑤ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。
3. 医学知識と問題対応能力 最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。 ① 頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。 ② 患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。

項 目
③ 保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。 ④ 高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。
4. 診療技能と患者ケア 臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。 ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。 ② 診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。 ③ 患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。 ④ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。
5. コミュニケーション能力 患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。 ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。 ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。 ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。
6. チーム医療の実践 医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し連携を図る。 ① 歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。 ② 多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。 ③ 医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。
7. 社会における歯科医療の実践 医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。 ① 健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。 ② 地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。 ③ 予防医療・保健・健康増進に努める。 ④ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。 ⑤ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。
8. 科学的探究 医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。 ① 医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。 ② 科学的研究方法を理解し、活用する。 ③ 臨床研究や治験の意義を理解する。
9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢 医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。 ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。 ② 同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。 ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C. 基本的診療業務

項 目	研修内容	必要 症例数	研修 時期
1. 基本的診療能力等			主に 6月～ 3月
(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画			
① 患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。	一般外来において、初診患者の問診から適切な検査法を選択・実施し、診断、患者説明・治療計画といった①～⑥の対応を行った場合に1症例とカウントする。	9 症例	
② 全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。			
③ 診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。			
④ 病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。			
⑤ 診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。			
⑥ 必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。			
(2) 基本的臨床技能等			
① 歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。	口腔清掃、義歯清掃	1 症例 ※	
② 一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。			
a. 歯の硬組織疾患	う蝕治療	1 症例 ※	
b. 歯髄疾患	根管治療	1 症例 ※	
c. 歯周病	歯周病治療	1 症例 ※	
d. 口腔外科疾患	拔牙	1 症例 ※	
e. 歯質と歯の欠損	補綴治療	1 症例 ※	
f. 口腔機能の発達不全、口腔機能の低下	口腔機能訓練	1 症例 ※	
③ 基本的な応急処置を実践する。	義歯調整、補綴物の再装着等の応急処置	随時	
④ 歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。	生体情報モニタ等を用いたバイタルサインの確認と評価	1 症例 ※	
⑤ 診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。	電子カルテを用いた文書作成	随時	

項 目	研修内容	必要 症例数	研修 時期
⑥ 医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。	年2回以上の講習会の受講	レポート 提出	主に 6月～ 3月
(3) 患者管理			
① 歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。	ふりかえりや小グループでの検討会、症例検討会・医局会での研修	1 症例 ※	
② 患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。	電子カルテを用いた文書作成	随時	
③ 全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。	生体情報モニタ等を用いたバイタルサインのモニタリング	1 症例 ※	
④ 歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。	併発症や偶発症に対する初期対応の実践	随時	
⑤ 入院患者に対し、患者の状態に応じた基本的な術前・術後管理及び療養上の管理を実践する。	歯科入院症例に対して周術期の管理	1 症例 ※	
(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供			
① 妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。	小児医療センタ・NICU・一般病棟・緩和病棟等での周術期口腔機能管理の実践	随時	
② 各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。	外来や病棟での基本的臨床技能の実践	随時	

「1 症例 ※」：1. 基本的診療能力等 (1) 基本的診察・検査・診断・診療計画の症例と並行して経験することが可能

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等			年間通じて実施
(1) 歯科専門職の連携			
① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。	口腔衛生や口腔機能等について歯科衛生士との連携	随時	
② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。	補綴治療等について歯科技工士との連携	随時	
③ 多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。	外来や病棟での周術期口腔機能管理の経験	随時	

項 目	研修内容	必要 症例数	研修 時期
(2) 多職種連携、地域医療			年間通じて実施
① 地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。	ふりかえりや小グループでの検討会、毎週1回の抄読会や症例検討会・医局会において研修	随時	
② 地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。		随時	
③ がん患者等の周術期口腔機能管理において、その目的及び各職種の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。	外来や病棟での周術期口腔機能管理の経験	随時	
④ 入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。	歯科入院症例に担当医として参加	随時	
(3) 地域保健			
① 地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。	ふりかえりや小グループでの検討会、毎週1回の抄読会や症例検討会・医局会において研修	随時	
② 保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。			
(4) 歯科医療提供に関連する制度の理解			
① 医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	ふりかえりや小グループでの検討会、毎週1回の医局会、保険診療講習会(2回/年)での研修	随時	
② 医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。	ふりかえりや小グループでの検討会、毎週1回の医局会、保険診療講習会(2回/年)での研修	随時	
③ 介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	ふりかえりや小グループでの検討会、毎週1回の抄読会や症例検討会・医局会において研修	随時	